

## 【2024年第16号】

# CEPAの第二次改訂協定がもたらす 香港の経済への新たな展望

2024年11月7日

高 妍 GAO YAN

香港法人営業部  
アドバイザリー室

T +852-2823-6975  
E YAN\_Y\_GAO@HK.MUFG.JP

株式会社 三菱UFJ銀行  
MUFG Bank, Ltd.  
(Incorporated in Japan with limited liability)  
A member of MUFG, a global financial group

2024年10月9日、香港政府の李家超行政長官が、陳茂波財政司長と国家商務部国際貿易交渉副代表の李詠箇との間で、「中国本土と香港間の経済緊密化協定(CEPA)」サービス貿易に関する第二次改訂協定(以下「改正協定II」<sup>1)</sup>)の署名を見守った。同協定は2025年3月1日に発効する予定である。同協定の署名は、香港と中国本土のサービス貿易分野におけるさらなる開放と協力の進展を示し、経済発展や香港の競争力向上に重要な意義を持ち、香港のサービス業の競争力を高め、中国本土市場へのアクセスを拡大することを目的としている。本稿では、改正協定IIの内容を紹介し、今後の香港への影響や新たな展望について考察したい。

### 1. 改正協定IIの背景

2015年11月、香港政府は国家商務部とサービス貿易協議を締結し、中国本土と香港のサービス貿易の自由化を進めてきた。2019年にはこの協議を修正し、開放措置を増やすことで、香港企業が中国本土市場に参加しやすくなることを目指した。今回の改正協定IIも、こうした流れを受けたものであり、香港のサービス業者が中国本土で事業を展開する際の制約を緩和する。

### 2. 主な改定内容

改正協定IIでは、香港が特に強みを持つサービス分野、例えば金融、建設、検査・認証、通信、映画、テレビ、観光などにおいて、様々な開放措置が追加された。これには、企業設立における出資比率や業務範囲の制限緩和、香港の専門家によるサービス提供の資格要件緩和、香港サービスの中国本土市場への輸出制限緩和が含まれている。ほとんどの開放措置は中国全土に適用され、一部はGBA<sup>2)</sup>内で先行して試行されている。

<sup>1</sup> 香港特區政府和國家商務部簽署關於修訂《〈內地與香港關於建立更緊密經貿關係的安排〉服務貿易協議》的協議二(附圖／短片) (info.gov.hk)

<sup>2</sup> 香港・マカオと中国広東省内主要都市(Guangdong-Hong Kong-Macao Greater Bay Area:略称GBA)を統合し、地域発展を目指す計画。漢字では粤港澳大湾区(えつこうおうだいわんく)と表記。

具体的な内容と目的、期待される効果は以下の通り：

分野	開放措置の内容	目的・期待される効果
1.建築及び関連工事サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 香港の一般測量企業が備案すれば、広東省で専門サービスを提供できるようになる</li> <li>■ 備案済みの企業は GBA の法律に従い、香港のエンジニアリング建設コンサルタント会社との合弁でコンサルタントサービス事業に入札することが許可される</li> </ul>	香港企業の競争力強化、大陸市場への参入促進
2.映画産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 香港のサービス事業者による映画制作企業への投資制限を撤廃</li> <li>■ 香港のサービス事業者によって設立され、関連する中国本土当局によって承認された企業が、買収した香港映画の配給を運営できるようにすること</li> </ul>	映画産業の発展、香港映画の中国本土市場への進出促進
3.テレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 香港人のネットテレビ・ドラマ制作参加者数の制限撤廃</li> <li>■ 香港で制作された輸入ドラマが、国家広播電視総局 (National Radio and Television Administration) の承認を得た後に、中国本土のテレビ局でのゴールデンタイム枠で放送することを許可される</li> </ul>	香港の制作者が中国本土で活動しやすくなり、収益や雇用機会が増加し、文化理解が深まる
4.観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 香港から広東省に入国する外国人団体旅行に対する 144 時間のトランジットビザ(ビザ免除政策)の実施を強化</li> <li>■ イミグレの数を増やし、滞在エリアを広東省全体に拡大し、高速鉄道の西九龍駅で団体ツアーを受ける際に中国本土の旅行代理店に便宜を提供</li> <li>■ クルーズ会社が法律に従って中国本土のクルーズ港に寄港する国際クルーズの旅程手配を支援</li> <li>■ このようなクルーズの旅程に参加する中国本土の観光客は、関連するクルーズの旅程のパスポートと確認書類を提示することにより、あらゆる種類のクルーズの旅程に参加するためにトランジットで香港に旅行することが可能</li> </ul>	観光促進、広東省の観光業の活性化
5.金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保険会社の株式に投資する香港の金融機関に対する、直近の年末時点で 20 億米ドル以上の資産要件を撤廃</li> <li>■ 香港のサービス事業者が設立した外国銀行の支店が銀行カードサービスを行うことを禁じる制限を撤廃</li> <li>■ 相互市場アクセスプログラムの対象となる商品の範囲を REIT(不動産投資信託)まで含める形に拡大することを検討</li> <li>■ 越境理財通(クロスボーダー・ウェルスマネジメントコネクト)と中国本土・香港相互認識ファンド・スキームを継続的に推進し、強化</li> <li>■ 中国本土と香港の ETF(上場投資信託)のクロス上場の取り決めを継続的に推進し、債券通の下での北向通と南向通を強化する<sup>3</sup></li> </ul>	香港の金融機関の競争力向上、資産運用の多様化、国際金融市场へのアクセス強化

<sup>3</sup> 債券通(英語で Bond connect)は中国本土と香港間の債券相互取引。債券通のうち、北向通(英語で Northbound trading)は香港から中国本土への取引を、南向通(英語で Southbound trading)は中国本土から香港への取引を指す。

### 3. 3つの制度革新

さらに、改正協定Ⅱでは、香港の経済発展を促進し、「スーパーコネクター」と「スーパーバリューアダー（付加価値創出の推進役）」としての香港の優位性を最大限に引き出すことを目的とした3つの新たな革新制度が導入されている。

具体的な内容と目的、期待される効果は次のとおり：

革新制度	内容	目的・期待される効果
1. 香港の投資家の円滑化措置	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 「香港に投資する企業が香港法を採用することを許可する」および「香港に投資する企業が仲裁地を香港とする選択を認める」ことを追加するなど、制度の革新と協力を強化</li><li>■ GBA都市に登録されている香港投資企業が香港法またはマカオ法を契約の適用法として採用することを支援</li><li>■ GBAの9つの都市に登録されている香港企業が、仲裁地として香港またはマカオを選択できるよう支援</li></ul>	香港企業に柔軟性と利便性を提供し、中国本土での投資と事業開発を促進すること
2. 「地域規制」のコミットメント	<ul style="list-style-type: none"><li>■ サービス貿易ルールの透明性、予測可能性、効率性を確保</li><li>■ 國際的で高い基準の経済貿易ルールに適合させ、企業が市場でサービスを提供する際に煩雑な規則を省き、貿易コストを削減</li></ul>	企業の貿易コスト削減、サービス貿易の促進すること
3. 経営年数制限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 3年間香港で実質的な事業運営に従事する期間要件を撤廃</li><li>■ 香港のスタートアップ企業がCEPAに基づく優遇措置をより短期間で享受できるようにし、世界中から企業や人材を引き付けて香港でのプレゼンスを確立し、中国本土市場を探求できるようにする</li></ul>	地元の雇用が増加し、香港の経済発展が促進され、「スーパーコネクター」と「スーパーバリューアダー」としての香港の役割が十分に発揮すること

### 4. まとめ

これまで、香港は「一国二制度」の下で独自の経済体制と法律を維持してきたが、中国本土との経済的な結びつきを強化することは、香港の持続可能な発展にとって不可欠である。改正協定Ⅱは、香港の経済に多岐にわたるポジティブな影響をもたらすと予測される。

特に、サービス業は香港経済における重要な柱であり、金融、観光、映画、建築など多岐にわたる分野での成長が期待されている。改正協定Ⅱは、これらの分野における規制の緩和や新たな開放措置を導入することで、香港のサービス事業者が中国本土市場に参入しやすくなる環境を整える重要な役割をもたらすほか、新たな制度で「一国二制度三法域」を推進する糸口となるだろう。これにより、香港企業または香港にいる日系企業も中国本土の消費者や市場に直接アクセスできるようになり、ビジネスチャンスの拡大が見込まれるであろう。

また、本改訂協定は香港のサービス事業者の競争力を高めるだけでなく、大陸経済の発展の双循環にも寄与することが期待されている。香港の専門的なサービスが中国本土市場に供給されることで、中国本土の産業構造の高度化や経済の多様化を促進し、双方に利益をもたらす相互関係が築かれるだろう。

さらに、香港がアジアの金融センターとしての地位を強化し、国際的なビジネス拠点としての役割をさらに果たすための重要なステップとも言える。香港における法制度の透明性や安定性は、海外投資家にとって魅力的な要素であり、改訂協定Ⅱによってその魅力がさらに増すことが期待されるだろう。このように、改訂協定Ⅱは香港と中国本土の経済関係を深化させ、両地域の経済成長を促進するための重要な取り組みであり、今後のさらなる展開が注目される。

以上

	発行日	タイトル
2024年第15号	2024/10/28	<a href="#">深中通道の開通について</a>
2024年第14号	2024/10/21	<a href="#">香港2024年施政方針を発表</a>
2024年第13号	2024/10/14	<a href="#">知的財産所得に対する「パテントボックス」税制優遇措置</a>

当室が発行した過去のニュースフォーカスについて、以下のリンクよりご参照:

(日本語) [https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive\\_JPN.pdf](https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_JPN.pdf)

(英語) [https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive\\_ENG.pdf](https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/Archive_ENG.pdf)

- These materials have been prepared by MUFG Bank, Ltd. ("the Bank") for information only. The Bank does not make any representation or warranty as to the accuracy, completeness or correctness of the information contained in this material.
- Neither the information nor the opinion expressed herein constitute or are to be construed as an offer, solicitation, advice or recommendation to buy or sell deposits, securities, futures, options or any other financial or investment products. The Bank [MUFG Bank] is a licensed bank regulated by the Hong Kong Monetary Authority and registered with the Securities and Futures Commission to carry out Type 1 and Type 4 regulated activities in Hong Kong.
- All views herein (including any statements and forecasts) are subject to change without notice, its accuracy is not guaranteed; it may be incomplete or condensed and it may not contain all material information concerning the parties referred to in this material. None of the Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates is under any obligation to update these materials.
- The information contained herein has been obtained from sources the Bank believed to be reliable but the Bank does not make any representation or warranty nor accept any responsibility or liability as to its accuracy, timeliness, suitability, completeness or correctness. Therefore, the inclusion of the valuations, opinions, estimates, forecasts, ratings or risk assessments described in this material is not to be relied upon as a representation and / or warranty by the Bank. The Bank, its head office, branches, subsidiaries and affiliates and the information providers accept no liability whatsoever for any direct or indirect loss or damage of any kind arising out of the use of all or any part of these materials.
- Historical performance does not guarantee future performance. Any forecast of performance is not necessarily indicative of future or likely performance of any product mentioned in this material.
- The Bank retains copyright to this material and no part of this material may be reproduced or re-distributed without the written permission of the Bank and the Bank, its head office, branches, subsidiaries or affiliates accepts no liability whatsoever to any third parties resulting from such distribution or re-distribution.
- The recipient should obtain separate independent professional, legal, financial, tax, investment or other advice, as appropriate.

Copyright 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.